

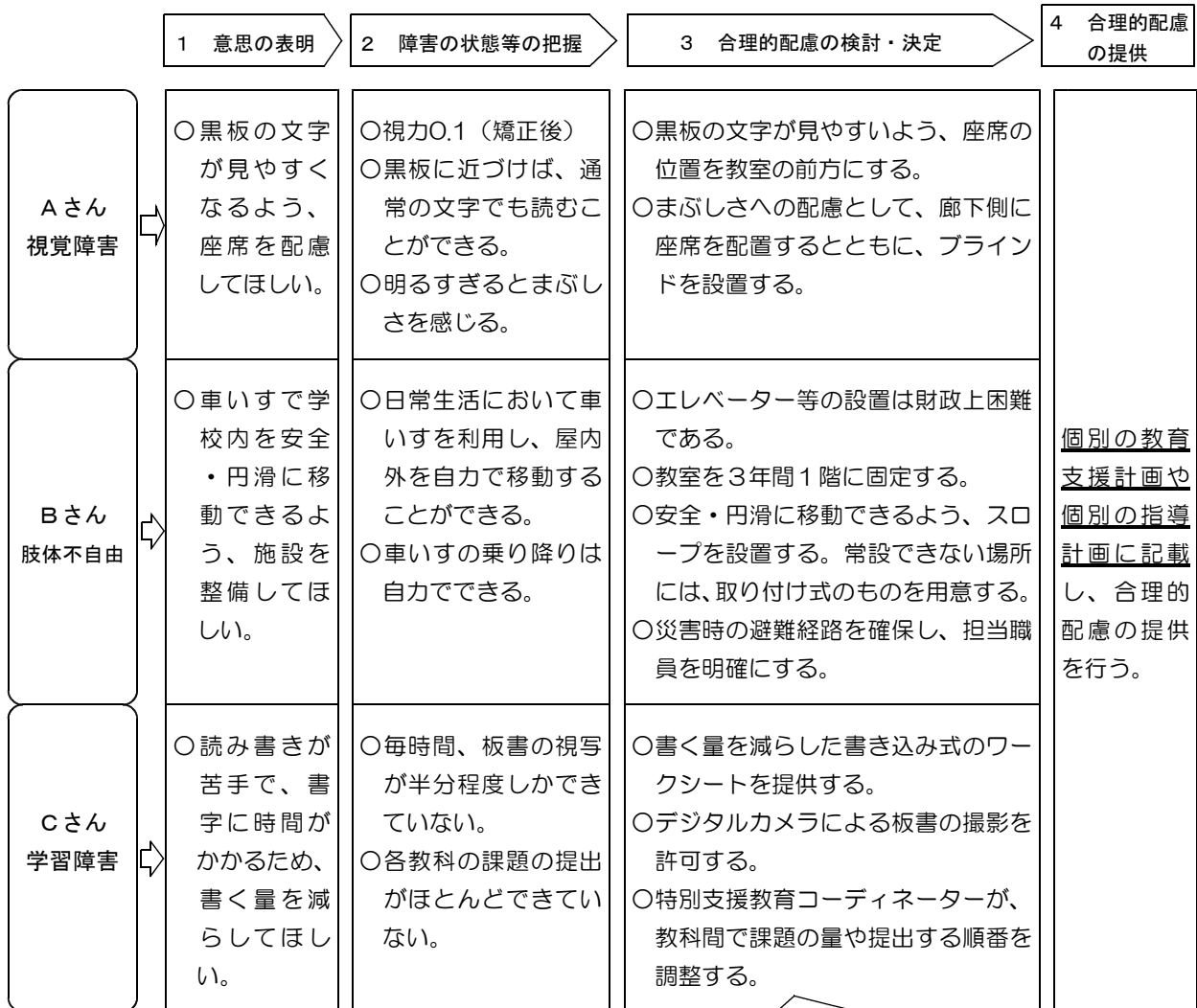
Q5：学校教育における障害のある児童生徒への「合理的配慮」について教えてほしい。

A：平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、国公立の学校においては、「合理的配慮の提供」が法的義務となった。「合理的配慮」とは、障害のある児童生徒が他の児童生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校の設置者及び学校が社会的障壁*を除去するために行う「必要かつ合理的な取組」のことである。「合理的配慮」は、本人・保護者からの意思の表明に基づくものであるが、意思の表明がない場合でも適切な対応に努める必要がある。各学校においては、従前から行ってきた様々な配慮の内容について「合理的配慮」の観点から整理を行い、実施することが求められる。

以下に、小・中学校で行う場合の「合理的配慮」について、決定・提供までの手順と配慮点、具体例について述べる。

社会的障壁*：建物の段差や障害のある人に対する偏見等、障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で、障壁となるようなもの。

1 合理的配慮の決定・提供までの手順と配慮点



【配慮点】

- ・検討の中で、学校にとって過重な負担に当たると判断した場合は、本人・保護者にその理由を説明し、理解を得るよう努める。その際には、本人に十分な教育を提供する視点から、代替措置の検討も含め、合意形成を図っていくことが大切である。

2 具体例

「合理的配慮の検討・決定」の際には、児童生徒の障害の状態を把握するとともに、その子どもの背景にある様々な状況や困難さ等を理解することが大切である。児童生徒理解を一層深めることで、その子どもに合ったより適切な指導を行うことができる。

以下に、児童生徒の困難さに応じた合理的配慮の一例を載せる。

困難さ	障害の状態等	合理的配慮の例
文字を読むことが苦手	<ul style="list-style-type: none"> 単語をひとまとまりに捉える力が弱いために、たどたどしい読みになってしまう。 文字を音声に変換するスピードが遅いために、逐次読みなど、たどたどしい読みになってしまう。 眼球をスムーズに動かすことが難しいために文字を読み飛ばしてしまうため、内容を理解することが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 単語のひとまとまりが分かるように、教科書等に線を入れる。 例)「雪が/しんしんと/降っています。」 読む場所を指で押さえて読ませる。 定規やスリット(読む部分だけが見える自助具)等の道具を使う。 音声教材を活用する。 教員や保護者等が教科書等の文章を読んだものをICレコーダー等に録音して聞かせる。 教員が作成したプリントをデジタルデータで提供し、PC端末等の音声読みあげ機能を利用する。
文字を書くことが苦手	<ul style="list-style-type: none"> 授業中の教師や子どもの発言等の聴覚的な情報や、板書等の視覚的な情報を文字に変換するスピードが遅いために、ノートをとることが困難である。 手先が不器用である。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業を録音する。 板書をデジタルカメラ等で撮影する。 黒板を写す範囲を限定する。 穴埋め式のプリントで書き写す量を制限する。 筆記用具やノートなどの文房具を本人が使いやすい物に変更する。 パソコンやタブレット端末の使用を認める。
見ることや読むことに集中することが苦手	<ul style="list-style-type: none"> 視覚的な過敏さがあるために、太陽が照っている屋外で目を開けていられない、紙の反射で白い紙に書かれている黒い文字が読めない、黒板に太陽が当たると光って見えにくい、LED照明がまぶしくて疲れるなどの困難がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 色つきメガネやサングラスの着用を認める。 白い紙の上に半透明のカラーシートを敷いて読むようにさせる。 白い紙ではなく、カラーペーパーに印刷する。 印刷する文字のフォントを見やすいものにする。
聞きたい音や考える作業に集中することが苦手	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚的な過敏さや鈍麻さがあるために、教師の指示や友達の発言だけに注意を向けられない。 特定の音以外を排除することが難しいために考えをまとめられないなど、集中することが困難である。 <p>【配慮すること】 どの機器を使うのかについては、聞こえ方に個人差があるだけでなく、好みの形状や触り心地などに違いがあるため、使用者が聞き取りやすい、集中しやすいものを選択することが大切である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 聞き取りやすい座席にするなど、座席の位置を工夫する。 板書やプリントの配布など、伝えたいことを視覚的に理解できるようにする。 以下の1)~4)の機器等を使用する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1)イヤーマフ：耳全体を覆い、騒音がひどい所で自分の耳を守る道具 2)ノイズキャンセリング・イヤホン：マイクで拾った騒音と正反対の音波を発生し、ノイズを軽減させる機能が搭載されている道具 3)指向性スピーカー：前方向の限られた範囲へ音を届ける道具 4)FM補聴器：FM電波を通して、直接補聴器へ音を届ける道具 </div>

(月刊誌「教職研修 2018」の中の『イラストで学ぶ合理的配慮 B and A 文：田中裕一文科省調査官』を参考に作成)

参考資料にある「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」や「教育支援資料」、また、文部科学省のHPには、知的障害や情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害など、障害種別の合理的配慮の例も掲載されている。ぜひ、個に応じた合理的配慮を検討する際の参考にしてほしい。

【参考資料】

・「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」	H31.3	県教委
・「学校における合理的配慮の提供について」リーフレット	H28.2	県教委
・「教育支援資料」	H25.10	文科省
・「気になる子どもの理解からその具体的な指導へ」リーフレット	H24.3	県教委